

令和 年 月 日

保護者様
(学年 組 氏名)

利根沼田学校組合立利根商業高等学校
校長 橋 本 整

学校で予防すべき感染症と出席停止について

次の表であげた病気にかかっている場合、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。
病気が治り、他に感染するおそれなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止期間の基準

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA(H5N1)であるものに限る) *感染症法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす	病気が治って、学校医等の許可があるまで
第2種	◎インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主に症状がとれてから2日を経過するまで
◎新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血結膜炎、その他感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

◎上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。
◎群馬県では第3種「その他の感染症」については定めないとしています。
よって、手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。
◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「療養報告書」を使用してください。

主治医様

ご多用中恐れいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、
ご記入のうえ保護者にお渡しください。

証 明 書

(主治医→保護者→学校)

(利根沼田学校組合立利根商業高等) 学校
学年 組 氏名

病 名 ()

上記の者は 月 日 より出席停止となっていました。

病気が治り、他に感染するおそれなくなったので 月 日

から出席してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

病 院 名

医 師 名

キ
リ
ト
リ
セ
ン